

2014年11月18日

原子力災害対策本部長 安倍晋三 様
原子力災害現地対策本部長 高木陽介 様

南相馬・避難勧奨地域の会
世話人 小澤洋一

公開質問状（本年10月以降、5度目の要請書）

10月10日、17日、24日、11月4日の4度に亘る文書での要請書や署名簿に対し、文書での回答が全くありません。今回の要請書を加えて、11月30日までの回答をお願い致します。10月24日、高木本部長が放射能は飛ばないと言っていましたが、根拠のないデタラメです。11月17日の東日本震災復興特別委員会における川田龍平議員の質問に対する答弁でも、「健康影響に関する国際的・科学的知見を踏まえた国としての考え方を住民に説明」としながら明確な回答を避けています。いまだに現場を知らない、法の番人が法を知らない、(知見の拠り所としている) 専門家を知らないなど、国民の生命を守る立場だとはいえません。

A. 現存被ばく状況での、新しい参考レベルを示すこと

ICRP 2007年 基本勧告の支援文書の1つで2008年10月 ICRP Publication 109 日本語訳「緊急時被ばく状況における人々の防護のための委員会勧告の適用」(2013年3月29日、公益社団法人日本アイソトープ協会発行)、以下は「復旧への移行」についての記述です。
(116) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行を区分するようなあらかじめ定められた時間の区切りあるいは地理上の境界線は存在しない。一般に、緊急時被ばく状況で用いられる参考レベルの水準は、長期間のベンチマークとしては容認できないであろう。通常このような被ばくレベルが社会的・政治的観点からは耐えうるものではないからである。したがって、政府と規制当局またはどちらかが、ある時点で、現存被ばく状況を管理するため、通常、委員会によって勧告されている1～20 mSv/年の範囲の下方に、新しい参考レベルを特定することになる。

※現存被ばくでは、あらかじめ定められた(原発から20km圏内のような)地理上の境界線は存在しない。緊急時被ばく状況の参考レベル水準(20 mSv/年)は長期間のベンチマークとして容認できない。社会的・政治的観点からは耐えうるものではないからである。政府や規制当局が1～20 mSv/年の範囲の下方に新しい参考レベルを特定することになる。日本政府がICRPの提言に従うというのなら、早急に新しい参考レベルを示すべきです。
(117) 実行される防護戦略によっても、社会、経済、環境上の耐えうる条件を達成できないほどの汚染レベルの場合、当局は一部の被災地域に集団が居住することを認めないという選択をすることがある。

※実行すべき放射線防護措置としては、二次汚染拡大防止や注意喚起情報発信、保養による免疫力回復などがあるが、国としての取り組みはまったくなく条件を達成していません。

B. 測定箇所は線源に最も近く、最大値を示す箇所とすること

国際放射線防護委員会の勧告(ICRP Pub. 60)の取り入れ等による放射線障害防止法関係法令の改正について、平成12年10月23日、科学技術庁原子力安全局放射線安全課長の通知

(別紙4)

外部放射線の測定結果に基づく管理区域境界の線量の確認について

実測によって管理区域境界の線量の再評価を行う場合は、以下のとおりとすること。

2 測定箇所

測定箇所は、次に掲げる点を考慮して選定すること。

- (1) 管理区域境界の表面(管理区域境界が壁、天井、床の場合はそれぞれの外壁)で線源に最も近い箇所又は遮蔽の薄い箇所等、1センチメートル線量当量等が最大となると予測される箇所を測定すること。【線源に最も近く、遮蔽の薄い最大値を示す箇所を測定】
- (2) 1センチメートル線量当量が位置により変化が大きいと予測される場合には、測定点を密にとること。【線量の変化が大きい場合には、測定ポイントを多くすること】
- (3) 種類の異なる放射線が混在する場合には、合算した1センチメートル線量当量が最大となると予測される箇所を測定すること。【 $\beta \cdot \gamma$ が混在のとき β 線を測定できる位置】
- (4) 壁に対する測定点の高さは床面上約1メートルの位置とすること。【壁の表面で測定】

3 測定回数

外部放射線による1センチメートル線量当量が時間帯により変動する場所をサーベイメータ等の放射線測定器で測定する場合にあっては、1センチメートル線量当量が最大になると想定される場合を含み複数回測定を行うこと。【環境省モニタリングは一発読み】

6 記録

測定を行った時は、測定日時、測定方法、測定箇所、測定者氏名、測定器の種類、型式及び性能(校正定数、校正日、バックグラウンド値)、測定結果、測定時の状況等について記録すること。

※玄関先や庭先、地上50センチメートルや1メートルで測定する根拠など示されていません。線源近くでは $6\mu\text{Sv/h}$ 超があることを、本部長を案内した環境省の草野利明専門官も確認しています。人々(子どもたち)の行動範囲で、最大のリスクを評価しないことは法令違反です。また、ICRPでは、公衆に対する最大線量拘束値を 0.3mSv/年 としています(1997, ICRP Pub. 77)。年間20ミリシーベルトで避難指示の解除をしようとする日本政府とは、大きな乖離があります。一般公衆の最大許容線量は職業人の1/10とされています(1965, ICRP Pub. 9)。職業人の限度は5年間100mSv(1990, ICRP Pub. 60)ですから、一般公衆(子どもを含む)が職業人と同等という非人間的な考えはありえないことです。避難を強いられた飯館村の住民などよりも、残された住民は被ばくを強要されています。

C. 管理区域境界の外側であっても、管理する区域の設定が必要

前述の平成12年10月23日、科学技術庁原子力安全局放射線安全課長通知の参考資料

(参考)

管理区域境界の外側での被ばくの低減化

管理区域に係る外部放射線に係る線量については、実効線量で1.3ミリシーベルト／3月間に改正したが、管理区域境界の外側に滞在する者については、その者の被ばく線量が1ミリシーベルト／年間を超えないよう配慮することが望ましい。

この点に関し、「ICRP1990年勧告(Pub.60)の国内制度等への取り入れについて(意見具申)」(平成10年6月放射線審議会)p32には以下のとおり述べられているので参考にされたい。

管理区域の外側での管理

(1) 管理区域境界の線量基準としては、公衆の特殊な状況下における年線量限度を適用することにより、管理区域の外側のいかなる者も年5 mSv を超えて被ばくするおそれはなく、また、実際の被ばく線量は管理区域境界からの距離による線量率の減少及び滞在時間を考慮すれば、特別の管理をすることなしに年1 mSv 以下とすることが多くの場合可能となる。

(2) 管理区域の外側で作業する放射線業務従事者以外の者の被ばく線量は公衆の線量限度(1 mSv /年)を超えないようにする必要があるが、その被ばく線量は、滞在する場所の線量率と滞在時間によって異なる。したがって、管理区域の外側の同一の者が常時滞在する場所において実測値等で1 mSv /年を超える被ばくが予測される区域がある場合には、管理する区域を設定し、該当する場所の線量測定等とともに、出入りや滞在時間の管理、遮への増強等の適切な措置を講じなければならない。ただし、該当する区域の有無の判断については、事業所の施設や実態が様々であることから、法令で一律に規定することは適当でない。

(3) 管理区域境界に係る線量評価に際しては、管理区域の外側で作業する者が滞在する時間を考慮するものとし、可能な限り現実的な値(最大500時間/3ヶ月、2000時間/年)を想定するものとする。また、施設、装置の運転時間も考慮する。

※ $5 \text{ mSv} \div 2,000 \text{ 時間} = 2.5 \mu\text{Sv/h}$ 公衆の基準値は $0.11 \mu\text{Sv/h}$ 未満